

**退職手当計算内訳書サンプル
(60歳定年扱い退職)**

退職手当計算内訳書			公立 花子		
退職時の給与等	給料月額	教(1) 2級 140号俸	勤続年数	在職年数	平成1年4月1日 から 令和6年3月31日 まで 35年 0月
	給料(A)	417,900円		計(ア)	35年 0月
	教職調整額(B)	16,716円		除算年数	平成3年10月 から 平成4年3月 まで 1/3 0年 2月
	給料の調整額(C)	0円			から まで 年 月
	計(D)	434,616円			から まで 年 月
合計(基本給月額)(E)		434,616円		から まで 年 月	計(イ) 0年 2.0月
			合計(ウ) = (ア) - (イ) 34年 10.0月(34年)		
退職手当	定年前早期退職に係る特例の給料月額(F)	円	(F)の算式	給料月額 × {1 + (定年年齢 - 年度末年齢) × 2/100}	
適用条項	職員の退職手当に関する条例第 5 条 第 1 項 昭和 年 条例第 号 附則第 項 昭和 年 条例第 号 附則第 項				
新条例等退職手当額の計算(G)	給料月額(EまたはF) × (ウ)の支給割合 + 調整額 = 退職手当額 434,616.00 円 × 46.83015 + 1,626,000 = 21,979,132 円 ・ 調整額 8 号 60 月 1,626,000 円 ・ 調整額 号 月 円 ・ 調整額 号 月 円				
経過措置	施行日前日額(H)	給料月額 × 支給割合 = 退職手当額 459,680.00 円 × 15.735600 = 7,233,340 円			
決定額①		21,979,132 円			
控除額	徴収税額計	88,775 円	調整額の調整 勤続4年以下の退職者：合計額の1/2相当額とする 自己都合退職者のうち、 勤続年数が10年～24年：合計額の1/2相当額とする 勤続年数が9年以下：調整額は不支給とする 経過措置（施行日前日額の保証） 施行日前日額(H)が、新条例等退職手当額(G)より多い場合は、施行日前日額(H)を退職手当額とする (平成19年条例第15号附則第2項)		
	所得税	104,300 円			
	市町村民税	69,500 円			
	県民税	262,575 円			
	給与に係る住民税一括徴収税額	66,000 円			
	共済組合貸付償還金	1,015,337 円			
合計②		1,343,912 円			
現金支給額①-②		20,635,220 円			
住民税納入市町村	退職所得分	仙台市	(定年扱い)		
	一括住民税	仙台市	(所属：宮城県福利高等学校)		

退職手当に関する税額計算書 (H25. 1. 1税改正)

氏名	公立 花子
所属	宮城県福利高等学校

〔控除額表〕 単位:万円

年数	控除額	年数	控除額	年数	控除額
1	80	16	640	31	1,570
2	80	17	680	32	1,640
3	120	18	720	33	1,710
4	160	19	760	34	1,780
5	200	20	800	35	1,850
6	240	21	870	36	1,920
7	280	22	940	37	1,990
8	320	23	1,010	38	2,060
9	360	24	1,080	39	2,130
10	400	25	1,150	40	2,200
11	440	26	1,220	41	2,270
12	480	27	1,290	42	2,340
13	520	28	1,360	43	2,410
14	560	29	1,430	44	2,480
15	600	30	1,500	45	2,550

退職手当額	21,979,132 円
在職年数(1年未満の端数は切上げ)	35 年
基準控除額(〔控除額表〕より)	18,500,000 円
退職手当額から基準控除額を除いた額	3,479,132 円
所得税・住民税課税対象額	1,739,000 円 (1,000円未満切捨)

※1 障害退職の場合は上記に100万円を加算
組合専従期間は在職年数に含まれない
※2 勤続5年以下の場合 課税対象額=Aの額
上記以外の場合 課税対象額=Aの額×1/2

所得税	88,775 円 (1円未満切捨)
195万円以下	課税対象額×0.05×1.021
195万円超～330万円以下	(課税対象額×0.10-97,500円)×1.021
330万円超～695万円以下	(課税対象額×0.20-427,500円)×1.021
695万円超～900万円以下	(課税対象額×0.23-636,000円)×1.021
900万円超～1,800万円以下	(課税対象額×0.33-1,536,000円)×1.021
1,800万円超	(課税対象額×0.40-2,796,000円)×1.021

※ 復興特別所得税(2.1%)を併せて徴収 (平成25年から平成49年まで)

住民税	市町村民税	県民税
計算式	(課税対象額×6%)	(課税対象額×4%)
税 額	104,300 円 (100円未満切捨)	69,500 円 (100円未満切捨)
計	173,800 円	

所得税・住民税額合計	262,575 円
------------	-----------

申告書が未提出の場合の所得税の計算式 退職手当額×20.42%(円未満切捨)